社会福祉法人まどか役員等報酬規程

# （目的）

1. この規程は、社会福祉法人まどか役員等の報酬等について定める。

# （定義）

第２条　本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払うものとする。

# （会議の出席報酬）

第３条　理事及び評議員が法人の会議に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬はこれを支払わないものとする。

# （理事、評議員の勤務報酬等）

第４条　理事長及び評議員が法人の会議以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

２　理事が法人の会議以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

# （監事の報酬等）

第５条　監事が法人の会議に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。ただし、同日にあわせて監事業務を行った場合は、本条次項の報酬を支払うものとする。

２　監事が法人の会議以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

# （実費弁償費）

第６条 役員等が、第３条から前条までの業務を行った場合は、交通費、宿泊費、その他業務遂行に必要な経費の実費を支給することができる。

２　前項の支給は原則として、業務終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、業務終了後精算することができる。

３　第１項の経費の算出は、給与規程第５章旅費の規定に基づき計算するものとする。

# （兼務理事）

第７条　法人職員が理事を兼務する場合の報酬等は、職員給与において手当するものとする。

# （役員等の職務証跡）

# 第８条　役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

# （改正）

第９条　本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

# 付　則

この規程は、平成２５年３月１７日より施行する。

この規程は、平成２９年６月２３日より施行する。

別表１（日額）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 報　酬 |
| 役員等の法人の会議出席報酬 | １５，０００円 |

別表２（日額）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 報　酬 |
| 理事及び評議員の勤務報酬等 | １５，０００円 |
| 監事監査指導報酬等 | １８，０００円 |